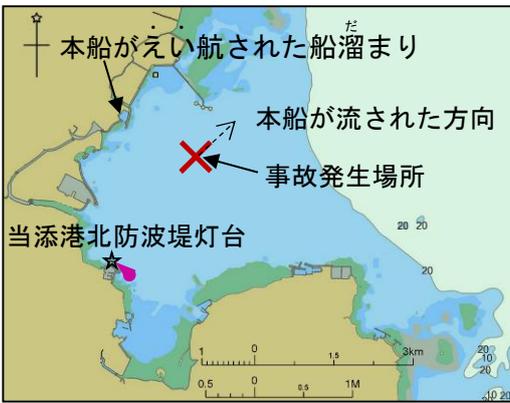


# 船舶インシデント調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年9月15日 14時30分ごろ
発生場所	沖縄県南城市知名 <sup>ちみな</sup> 埼北西方沖 当添 <sup>とうぞえ</sup> 港北防波堤灯台から真方位037° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯26° 12.6′ 東経127° 47.5′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年10月4日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施手続済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ2.48m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.49kW、回転数毎分 4,500～5,500、1気筒、ボア48mm、使用燃料ガソリン、 機関製造日不詳、進水年月日不詳
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、上げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、船外機を停止して釣りをしながら漂流中、操縦者が、釣り場を移動しようとして船外機のリコイルスターターのロープを引いて始動操作を行ったが、船外機が始動しなかった。（図1参照）</p>  <p>図1 事故発生場所概略図</p> <p>操縦者は、船外機の再始動を諦めてオールで漕いだものの、潮流により釣り場から湾の北東方に流されたので、帰港することが困難と判</p>

	<p>断して海上保安庁に救助を要請し、本船は、来援した消防署の水上オートバイにえい航され、船溜まりに到着した。</p> <p>船外機は、本インシデント後、操縦者の知人が点検したところ、気化器（キャブレター）内にゴミが詰まっていることが確認され、同器に燃料油が供給できなくなっていることが判明した。</p> <p>操縦者は、本インシデント発生日の約1か月前に本船を中古で購入し、購入以来、船外機の点検を行っておらず、また、燃料油タンクのガソリンは、前所有者が入れたままの状態となっていた。</p> <p>操縦者は、本事故当日の出航前、船外機を始動した際、異状がなかったため、本船をそのまま運航していた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、購入以来、船外機の点検が行われていない状況下、漂泊中、操縦者が船外機の始動操作を行った際、気化器にゴミが詰まったことから、燃料油が供給されず、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、購入以来、船外機の点検が行われていない状況下、漂泊中、操縦者が船外機の始動操作を行った際、気化器にゴミが詰まったため、燃料油が供給されず、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操縦者は、中古のミニボートを購入した際、船外機の気化器、燃料油配管系統及び燃料油タンクを含む点検と整備を行い、燃料油タンクに入ったガソリンの状態を確認すること。</li> </ul>